

様式第8

認定申請書

(施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合)

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第8号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別相続認定中小企業者について

主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
相続の開始の日	年 月 日		
相続認定申請基準日	年 月 日		
相続税申告期限	年 月 日		
常時使用する従業員の数	相続の開始の時	相続認定申請基準日	
	(a)+(b)+(c)-(d) 人	(e)+(f)+(g)-(h) 人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人	(e) 人	
70歳以上 75歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b) 人	(f) 人	
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c) 人	(g) 人	

役員（使用人兼務役員を除く。）の 数	(d)	人	(h)	人
施行規則第17条の確認（施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項	確認の有無	有□ 無□		
	確認の年月日及び番号	年 月 日 (号)		
	特定代表者の氏名			
	特定後継者の氏名			
	新たに特定後継者となることが見込まれる者の氏名			
相続認定申請基準事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 ((*2)を除く。)		(1)	(12)
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*2)		(2)	(13)
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3)	(14)
不動産	現に自ら使用しているもの		(4)	(15)
	現に自ら使用していないもの		(5)	(16)
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの		(6)	(17)
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(7)	(18)
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産	事業の用に供することを目的として有するもの		(8)	(19)

である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(9) 円	(20) 円
	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円
現金、預貯金等	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26)	円
相続認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等	(27)	円
損金不算入となる給与		(28)		円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無		有□ 無□		
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）				円

2 被相続人及び経営承継相続人について

総株主等 議決権数	相続の開始の直前	(a)	個
	相続の開始の時	(b)	個
被相続人	氏名		
	最後の住所		
	相続の開始日の年齢		
	代表者であった時期	年　月　日から　年　月　日	
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継相続人となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)	年　月　日から　年　月　日	
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c)	個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数	(d)+(e)	個 ((d)+(e))/(c) %
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(d)	個 (d)/(c) %
	(*)の時期に おける同族 関係者	氏名（会社名）	保有議決権数及びその 割合
		住所（会社所在地）	(e) 個 (e)/(c) %
経営承継 相続人	相続の開始の直前ににおける同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(f)+(g)	個 ((f)+(g))/(a) %
	相続の開始の直前ににおける保有議決権数及びその 割合	(f)	個 (f)/(a) %
	相続の開始の 直前における 同族関係者	氏名(会社名)	保有議決権数及びその 割合
		住所(会社所在地)	(g) 個 (g)/(a) %
	氏名		
	住所		
	相続の開始の直前における被相続人との関係 (親族内・外)		
	相続の開始日の翌日から 5 月を経過する日に おける代表者への就任の有無		□有 □無

	相続の開始の直前における役員への就任の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(h)+(i)+(j) 個 ((h)+(i)+(j))/(b) %
保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前	(h) 個 (h)/(a) %	被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)
	相続の開始の時	(h)+(i) 個 ((h)+(i))/(b) %	
	(*1)のうち租税特別措置法第70条の7の2第1項の適用を受けようとする株式等に係る数(*2)		個
	(*2)のうち相続認定申請基準日までに譲渡した数		個
相続の開始の時ににおける同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(j) 個 (j)/(b) %

3 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)/(a) %

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 申請書の写し及び施行規則第7条第3項各号に掲げる書類を添付する。
- 4 施行規則第6条第2項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。
- 5 相続認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資

産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- 1 「施行規則第17条の確認（施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には「確認の有無」以外は空欄とする。「新たに特定後継者となることが見込まれる者」については、当該確認を受けている場合であって該当する者がいないときには空欄とする。
- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「相続認定申請基準事業年度（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」については、相続認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- 4 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）
- 5 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 6 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- 7 「相続の開始の直前における保有議決権数の合計及びその割合」については、平成21年3月31日までに経営承継相続人がその被相続人から申請者の株式等を贈与により取得した場合であって、当該株式等が選択特定受贈同族会社株式等又は選択特定同族株式等であるときは、当該株式等（当該経営承継相続人が引き続き有している株式等に限る。）に係る議決権数及びその割合を加算して記載する。この場合、その旨を証する書類を添付する。
- 8 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 9 「被相続人から相続又は遺贈により取得した数」については、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売

しなければならない株式を除く。) に係る議決権の数、相続の開始の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等(会社法第 234 条第 1 項の規定により競売しなければならない株式を除く。)に係る議決権の数とする。

- 10 「特別子会社」については、相続の開始の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。
- 11 申請者が施行規則第 6 条第 3 項に該当する場合には、「相続の開始」を「贈与」と読み替えて記載する。ただし、「相続の開始の日の翌日から 5 月を経過する日における代表者への就任」は「贈与の時における代表者への就任」と、「相続の開始の直前における役員への就任」は「贈与の日前 3 年以上にわたる役員への就任」と読み替えて記載する。